

登録・指定申請時の注意事項

1 受付期間

令和8年1月19日（月）～1月30日（金）まで

2 指定工事店の有効期間

令和13年3月31日まで（5年間）

3 手数料

指定工事店手数料（指定 5,000 円 更新 2,000 円）

責任技術者手数料（登録 3,000 円 更新 2,000 円）

4 添付書類に関する注意事項

（1）営業所（建物）の固定資産を証する書類（賃貸契約書の写しても可）

- ・営業所所在地の固定資産証明を添付のこと（家屋の評価証明書…営業所所在地の確認）。
- ・営業所が賃貸の場合は、賃貸契約書の写しても可
- ・営業所所在地の市町村の税務課が発行

（2）税納税証明書

- ・滞納のない旨を証した書類又は当該年度及び前年度に係る納税証明書（2年分）
- ・営業所所在地（住所地）の市町村の税務課が発行

（3）身元（身分）証明書（破産者でない旨又は破産後復権した旨の記載のある証明書）

- ・法人の場合は、代表者及び役員全員の身元（身分）証明書を添付のこと。
- ・本籍地（各個人）の市町村が発行

（4）住民票記載事項証明書（住民票で可）

- ・住所地の市町村が発行

（5）印鑑登録証明書（法人の場合は法務局、個人の場合は住所地の市町村が発行）

- ・代表者の印鑑登録証明書を添付のこと。
- ・申請書には、必ず印鑑登録証明書の印を押印してください。
- ・法人の場合は法務局、個人の場合は住所地の市町村が発行

（6）雇用関係を証する書類

- ・法改正により、健康保険証は使えませんので、様式第1号（その3）に記載の書類を準備してください。

5 その他

福岡県内の営業所に排水設備責任技術者を1名以上登録することが必要です（県内他営業所と兼務可）。